

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	長寿介護課	検索番号	4-2
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第4条第3項	
不利益処分	福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定の取消			
(根拠規定)				
(福祉用具の貸与の方法等)				
第4条				
2 前項第9号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについて、当該都道府県知事が行う。				
一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。				
二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。				
イ 前項第9号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。				
ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。				
ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。				
3 都道府県知事は、福祉用具専門相談員指定講習事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第1項第9号の指定を取り消すことができる。				
(処分基準)				
(指定の取消し)				
第13条 知事は、事業者が、次のいずれかに該当する場合には、事業者としての指定を取り消すことができる。				
一 事業者が、当該指定講習について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき				
二 事業者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき				
三 事業者が、第4条及び第5条について、虚偽の内容を提出したとき				
四 事業者が、第10条の規定に反して、講習の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき				
五 事業者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき				
六 事業者が、他の都道府県知事の指定を受けている場合において、当該他の都道府県知事の指定取消しの処分を受けたとき				
(指定の要件)				
第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定することができるものとする。				
一 事業者に関する要件				
① 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。				
ア 講習受講者名簿の作成及び知事への送付				
イ 施行令第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）の廃止、休止、再開及び申請事項の変更の知事への届出				

- ウ 知事が指定講習の実施に関して行う調査に協力すること。
- エ 知事が、指定講習の実施に関して当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- オ 講習内容の向上を図るため、実施する指定講習において講師となる者について指導方法等に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること。
- ② 指定講習に係る事業（以下「講習事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び講習事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ④ 講習事業の運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ⑤ 指定講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は、永久保存すること。
- ⑥ 事業所の所在地以外の都道府県で指定講習を実施する場合又は実施した場合は、指定講習の実施場所を管轄する都道府県に次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 第4条に規定する事業計画書
 - イ 第6条に規定する事業実績報告書
- ⑦ 事業者としての指定取消しの処分を受けた者は、その処分の日から起算して5年を経過していること。

二 事業内容に関する要件

- ① 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- ② 講習の修了評価については、別紙2に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間は講習課程の時間数には含めないものとする。
- ③ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- ④ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 講習の名称
 - ウ 講習の実施場所
 - エ 講習期間
 - オ 講習課程
 - カ 講師氏名
 - キ 修了評価の実施方法
 - ク 施行規則第22条の31第3項に規定する確認等の方法及び講習修了の認定方法並びに欠席した場合の取扱い
 - ケ 年間の開講時期
 - コ 受講手続

サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

⑤ 受講対象者の募集について、指定後、講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。

⑥ 事業者は、講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

ア 施行令第4条第1項に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。

イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

ウ その他、講習の内容に関する重要事項

⑦ 事業者は、受講の申込があったときは、申込者に対して受講内容確認書（様式第8号）により講習修了に要する受講内容の確認を求めなければならないこと。

⑧ 事業者は、講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。

⑨ 別紙1に定める講習課程については、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

⑩ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

⑪ 研修受講時（受講申込受付時又は初回の講義時）における本人確認を行うこと。

（事業計画書の提出）

第4条 事業者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項が記載された事業計画書（様式第10号）を提出するものとする。

一 講習課程（様式第2号）

二 事業計画表（様式第3号）及び各講習の日程表（様式第4号）

三 講義を行う講師の一覧表（様式第5号）、各講師の履歴書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第6号）、保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の就任承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第7号）

四 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあつては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書

五 受講料等の設定方法及び改定方法

六 受講内容確認書（様式第8号）及び募集案内等受講希望者に提示する書類

七 前条第2号の③に定める運営規程

八 収支予算書（様式第9号）

九 申請者の前年度の決算書

（変更の届出等）

第5条 事業者は、第3条の申請の内容又は前条の事業計画書の内容を変更する場合には、別添の様式（様式第11号）に従って、以下のとおり手続を行うものとする。

一 申請者に関する事項の変更

第3条第1号、第2号、第5号又は第16号の内容を変更する場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届に、同条第1号の変更であれば法人登記簿の履歴事項全部証明書を、同条第16号の変更であれば変更後の定款等を添付して、変更後速やかに提出するものとする。

二 講習内容に関する事項の変更

第3条第3号、第4号、第7号から第12号まで、又は前条第2号から第8号までに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を講習の募集開始1か月前までに届け出るものとする。

三 講習課程の変更

第3条第6号又は前条第1号に規定する講習課程を変更する場合にあつては、変更についてあらかじめ知事の承認を受けることとし、変更後の講習の募集を開始する2か月前までに申請書を提出するものとする。

四 講習実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、知事の指示に従うものとする。

(修了証書の交付等)

第10条 事業者は、講習の全ての課程を修了し、別紙2に定める「到達目標」に示す知識・技術等の修得が修了評価にて十分であると認められるものに限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。なお、到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(その他)